

税務課

☎ 町民税係 (113 ~ 115)

● 贈与と税金

令和6年中に個人から贈与により取得した財産の価額の合計額が110万円を超える方は、令和7年3月17日(月)までに贈与税の申告と納税が必要です。

なお、相続時精算課税を選択した受贈者が特定贈与者から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税については、贈与税の課税価格から相続時精算課税に係る基礎控除額110万円が控除されます。

このほか、暦年課税制度や相続時精算課税制度、住宅取得等資金の非課税制度の特例など、詳細については国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp> 又は **国税庁** **検索**)をご覧ください。

なお、令和6年分の贈与税の申告書は、スマホから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成・送信することができますので、是非ご利用ください。

【大隅税務署】☎099-482-0007 ※自動音声案内



● 譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

熊本国税局ホームページには、令和6年分の譲渡所得(土地・建物)及び贈与税の主な特例の適用要件や必要書類を確認できるチェックシートを掲載しておりますので、是非ご覧ください。

また、譲渡所得(土地・建物)の申告の場合に添付が必要となる「譲渡所得の内訳書」の記載例についても掲載しておりますので、併せてご覧ください。

※主な特例のチェックシート ・マイホームを売却した場合の特例
・住宅取得等資金の贈与税の特例

【掲載場所】熊本国税局ホームページ(**熊本国税局** **検索**)>新着情報>譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

なお、令和6年分の譲渡所得及び贈与税の申告書は、スマホから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成・送信することができますので、是非ご利用ください。

● 国税専門官採用試験受験者募集

人事院と国税庁では、国税専門官採用試験(大学卒業程度)の受験者を募集します。受験資格等の詳細につきましては、人事院ホームページ(国家公務員試験採用情報NAV1)をご覧ください。

- 1 人事院人材局試験課(☎03-3581-5311 内線2332)
- 2 熊本国税局人事第二課試験研修係(☎096-354-6171 内線6046)



【熊本国税局HP】
採用情報



**<鹿児島県よりお知らせ> 個人住民税の県民税均等割に含まれています。
鹿児島県みんなの森づくり県民税制度の課税期間の延長について(通知)**

- | | | | |
|---------------|-------------------------|------------|-------------------------------------|
| 1 税の名称 | みんなの森づくり県民税 | 4 課税期間 | 令和7年度から令和11年度までの5年間 |
| 2 課税方式(現行と同様) | 県民税均等割の超過課税方式 | ※ 法人にあつては、 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間に開始する各事業年度等 |
| 3 税率(現行と同様) | 個人:500円/年 法人:県民税均等割額の5% | | |

【お問い合わせ先】 税額や納税方法に関すること 鹿児島県総務部税務課 ☎099-286-2111(内2199)
税収の使途に関すること 鹿児島県環境林務部環境林務課 ☎099-286-2111(内3332)